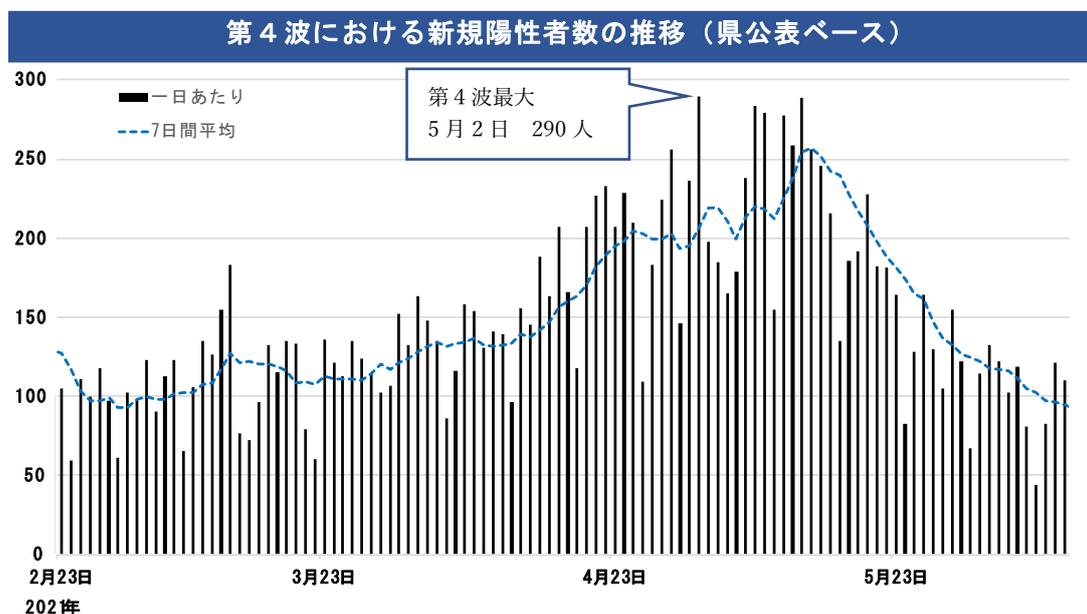


第4波（令和3年2月23日～令和3年6月10日）



波の特徴（発症日ベース）

全体として、事業所内での感染による発症者が多かった。また「カラオケ」で感染した60歳以上の発症者の割合が、感染の拡大局面で高かった。

第4波のピーク時（令和3年5月5日～5月11日）には、アルファ株が76%を占めた。

- 流行株：アルファ株
- 新規陽性者数（最大）：290人
- 陽性率（最大）：7.3%
- 入院者数（最大）：765人、重症者数（最大）：55人
- 即応病床使用率（最大）：54.9%、重症病床（最大）：34.4%
- 宿泊療養者数（最大）：382人
- 自宅療養者数（最大）：1,500人
- 致死率：0.91%、死者数（第1波からの累計）：810人
- 全国の主な出来事

令和3年 4月 1日	国が初のまん延防止等重点措置の適用を決定
令和3年 4月 23日	東京都等へ3回目の緊急事態宣言を発令
令和3年 5月 7日	菅首相が「1日100万回のワクチン接種」を宣言

※（最大）は1日当たりの最大値を表す。

1 変異株の解析

第4波は、当初から1日当たりの新規陽性者数が100人を超えていたが、ピークは令和3年5月2日の290人であり、全期間を通じ、概ね100人から250人で推移しており、結果的に、県内では第3波のような感染の大きな波にはならなかった。

3月16日、これまでの感染の兆候を踏まえると、株の置き換わり時に感染拡大が確認されていたことから、衛生研究所においてウイルスのゲノム解析を開始することとなった。

2 まん延防止等重点措置（1回目）

4月15日、47回県対策本部会議において、新規陽性者の増加傾向を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第6項に基づき、まん延防止等重点措置の公示を行うよう、国に要請することを決定した。

要請に当たっては、新規陽性者の増加をはじめ、県内流行地域や都内からの流入状況及びカラオケ等による感染経路などの分析結果を国へ提示した。

4月16日、政府対策本部の決定により、本県を「まん延防止等重点措置区域」とする公示が行われた。

同日、さいたま市及び川口市を「重点措置を講じるべき区域」（以下「重点措置区域」）として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請等を実施することを決定し、4月24日、13市町を重点措置区域に追加した。

3 県民等への要請

4月16日、国が本県に対する「まん延防止等重点措置」の公示を行ったことから、「県境をまたぐ移動の自粛」、「日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛」等の要請を行った。（4月20日～8月1日）

4 保健医療体制

①診療・検査体制の整備

季節性インフルエンザの流行期は終了したが、発熱者の診療・検査体制の強化は継続し、5月6日時点で、1,201医療機関を診療・検査医療機関として指定した。

②病床確保

- ・3月24日、国の通知により、一般医療との両立が可能な「最大」のコロナ病床の確保の検討・決定が求められた。
- ・5月31日、感染者急増時における1,667床の病床確保を定めた病床確保計画の見直しを国へ報告した。

【見直した病床確保計画（令和3年5月31日国提出時）】

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	感染者急増時
計画病床数	140	600	1,000	1,643	1,667
うち重症	20	90	150	162	201

③宿泊療養施設の整備

5月2日現在（第4波の新規陽性者のピーク時）、9か所の宿泊療養施設（最大1,056室）を運営した。

④自宅療養体制

- ・5月13日の専門家会議の助言を受け、軽症者等の健康観察業務をかかりつけ医（協力医療機関）に委託した。
- ・第5波への備えとして、県では、国から示された新規陽性者の推計をもとに、第3波の2倍の新規陽性者数を想定（第3波の最大の新規陽性者は582人）し、自宅療養者の健康観察業務を担う宿泊・自宅療養者支援センターを設置することとし、7月7日から民間委託により運営を開始した。

5 ^{テレ} ^レ ^{アイシユー} ICUによる重症患者への医療提供

令和2年度から、拠点となる大学病院と連携病院の集中治療室をネットワーク「T e l e - I C U」で接続し、拠点病院において重症患者をリモートにより一元的に管理するシステムの整備を開始した。

専門医が遠隔で重症者に対する診療支援を行うものであり、本県の特徴として、医療機関の系列を越えて構築し、ECMO治療が実施可能な人材及び病院の増加に繋げることに寄与していた。

令和3年度から、運営を開始し、これまでに計47回診療を支援した。

6 ワクチン接種の開始・埼玉県高齢者ワクチン接種センターの開設

3月4日、医療従事者等向けのワクチン接種を開始し、4月12日には一般県民に対する接種を、高齢者から開始した。一方、当初は十分なワクチンが国から配分されなかったため、市町村への配分に苦慮した。

4月23日、菅首相は会見で7月末までに高齢者へのワクチン接種を完了する考えを示し、5月7日にはその達成に向け「1日100万回の接種」を宣言した。また、国ではファイザー社製のワクチンに加えて集団接種会場用にモデルナ社製ワクチンの配分を決めた。

6月1日、本県では、浦和合同庁舎内に「埼玉県高齢者ワクチン接種センター」を他県に先駆け開設し、市町村接種の補完として集団接種会場を運営することとした。

7 ^{イー・マット}
eMATによる支援開始

3月5日、陽性者の発生を確認した福祉施設に対し、感染管理認定看護師（ICN）が汚染区域と清潔区域の分けや個人防護具の使い方などについてオンラインで指導を行う支援を開始した。

8 「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」制度の実施

4月26日、「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店+（プラス）」の制度を、国の制度導入に先んじて開始した。

県が推奨する感染防止対策に取り組む店舗を現地確認した上で、認証ステッカーを交付するものであり、県内の飲食店の利用促進を図り、感染拡大防止と社会経済活動の両立につなげることを目的として取り組んだ（令和5年5月7日の制度廃止時までには28,229店舗を認証）。

9 令和3年4月1日付け組織改正

新型コロナウイルス感染症対応の体制強化のため保健所に38人、その他医療体制やワクチン接種体制の整備などのため保健医療部に10人、まん延防止策等を適切に講じるため危機管理防災部に3人を増員した。

さらに、経済の回復・成長や雇用の確保に向けた対策推進のため、産業労働部に経済対策幹を新設し担当職員を4人配置した。

10 庁内応援体制の構築

①保健医療部内応援体制

令和3年3月、感染症対策課や保健医療政策課の職員に長時間の時間外勤務が発生していることを受け、部内での業務平準化を目的として、補助金の交付事務や記者発表業務に新たに部内の応援職員を配置した。

②部局横断の応援体制

・保健医療部への応援体制

令和3年5月、埼玉県高齢者ワクチン接種センターの開設に向けて、新たに8名の応援体制を構築した。応援職員の尽力もあり、大規模接種センターを約2週間で開設し、他県に先駆けて県による接種に繋げることができた。

・産業労働部への応援体制

感染拡大防止のための営業時間の短縮要請に協力した飲食事業者に対する協力金支給業務は、産業労働部内の応援体制により実施していたが、期数が積み重なり事務量が増加したため、令和3年4月以降、最大15名の部局横断による応援体制とした。また、現地確認のため最大140名の部局横断による応援職員が対応に当たった。（現地確認業務については、5月中旬以降、産業

労働部内の応援体制に戻った。)

11 県議会での審議

①予算関係

編成予算数：6 事業数：141 予算額：1,028億円

②新型コロナウイルス感染症対策特別委員会関係（1回開催）

・3月10日 緊急事態宣言中の取組と効果等について

<県の主な対策>

令和3年	3月	4日	医療従事者等へのワクチン接種開始
令和3年	3月	5日	eMATによる支援開始
令和3年	4月	12日	一般県民へのワクチン接種開始
令和3年	4月	20日	まん延防止等重点措置①（2市）
令和3年	4月	26日	「彩の国『新しい生活様式』安心宣言 飲食店+（プラス）」制度開始
令和3年	4月	28日	まん延防止等重点措置①（15市町）
令和3年	5月	31日	感染者急増時（1,667床）の病床を確保
令和3年	6月	1日	高齢者ワクチン接種センター開設